

## 令和5年度第1回広島県障害者自立支援協議会議事録

1 日 時	令和5年7月13日(木) 15:30~17:30
2 場 所	WEB開催
3 出席委員	石井会長、大田委員、岡本(智)委員、岡本(英)委員、小田委員、柏田委員、河中委員、河本委員、吉川委員、橘高委員、熊澤委員、近藤委員(代理出席:百川副高次脳機能センター長)、新本委員、林委員、森木委員、彌政委員、横藤田委員、勝田委員、増廣委員、淵川委員(代理出席:津田参事)、長谷川委員、津村委員
4 議 題	<p>議題</p> <p>(1) 令和5年度広島県障害者自立支援協議会の運営について</p> <p>(2) 第5次広島県障害者プラン 骨子案について</p> <p>報告</p> <p>(1) 広島県障害者プラン及び広島県障害(児)福祉計画の統合に係る協議会の整理について</p> <p>(2) 広島県医療的ケア児支援センターの運営開始に向けた進捗状況について</p>
5 担当部署	広島県健康福祉局 障害者支援課 計画・県立施設グループ TEL(082)513-3161(ダイヤルイン)
6 議 事	<p>(1) 会長の選任について</p> <p>○ 会長は、石井委員とすることで、出席委員(代理含む。)全員異議なく承認</p> <p>(2) 会長の職務代行者の選任について</p> <p>○ 職務代行者は、増廣委員とすることで、出席委員(代理含む。)全員異議なく承認</p> <p>(3) 令和5年度広島県障害者自立支援協議会の運営について</p> <p>○ 資料1-1から1-5により、事務局から説明を行い、各専門部会会長から意見及び補足説明があった。</p> <p>○ 質疑応答</p> <p>(4) 第5次広島県障害者プラン 骨子案について</p> <p>○ 資料2により、事務局から説明を行った。</p> <p>○ 質疑応答</p> <p>(5) 広島県障害者プラン及び広島県障害(児)福祉計画の統合に係る協議会の整理について</p> <p>○ 資料3により、事務局から説明を行った。</p> <p>○ 質疑応答</p> <p>(6) 広島県医療的ケア児支援センターの運営開始に向けた進捗状況について</p> <p>○ 資料4により、事務局から説明を行った。</p> <p>○ 質疑応答</p>
7 決定事項	各議題の現状と課題について確認し、委員からの意見を参考に取組を進めることで合意
8 主な意見等	<p>(1) 第5次広島県障害者プラン 骨子案について</p> <p>委員： 資料2の5ページ、5考慮する社会情勢等の中の(1)の「人口構造の変化と障害者の動向」ですが、この項目は、障害のある人が高齢化した場合と、高齢になって、障害者となる場合の二つのケースがあると思</p>

ます。

年を取って、障害者になった人の社会参加やコミュニケーション、支援は、介護サービスで対応すれば良いという声もあるのですが、それだけでは対応しきれません

この問題については、もっと深掘りして、障害者プランに書き加えるべきではなかろうかと、考えます。

事務局： 検討させていただきます。

委員： 実は今の問題に関しては、障害児者だけの問題ではなくて、健康な方の問題でもあります。2040年問題について、皆さん聞かれたことありますよね。いわゆる病気でない方や障害を持ってない方でも、これからは医療から介護という方向に向かうため、介護者を増やさないといけないということだと思えますが、これに関しては、障害者だけの問題ではないため、他部門や他部署と話し合いされた方がいいと思います。

私が一番お伺いしたいのは、7ページ（参考）前回計画との施策体系の比較の項目です。この骨子の中で大きな違いというのが、区分を排除したことだと思えます。それがわかると第4次と第5次の違いというのが、より明確化されるのではないかと思います。第4次の区分を第5次の案で廃止したということ。その意味合いというのは、実はこのプランの一番大切なところではないかと思います。

わざわざ区分を変える意義は、あるいは第4次で区分を作った意義は、それを第5次で無くす意義は何か、というふうに我々は、考えてしまうのです。

県はどのように考え、区分を廃止したのかを知りたく思いました。

委員： 第4次では「共生社会の実現」と「障害児・者の生活の質（QOL）の向上」の二つを大きな目標としていました。それについては、時勢とか、保健医療の観点からという視点だったと存じています。その一方、障害者の方がどのように考えて、どのように選択をされるかという視点が少なかった。つまり、支援者視点がどうしても強いというふうに私どもは思いましたので、より障害者の方々が、多様な選択肢から選んでいただけるよう、施策体系を五つに分解し、区分を取り払い、より障害者の方及び家族の視点で、施策プランを考えたいと思いました。このような趣旨で、中身を詳細に、かつ、微分割するのではなくて、多様性を出すという趣旨で、今回のものを決定いたしました。

中身としてすごく大きく変えたということではなく、同じ内容であっても、障害者のユーザーの視点をより強く出したい、このような趣旨です。

委員： 行政の目線から、ユーザーの目線に変えたということで、非常に好ましく思いました。

委員： 資料2の6ページ、(3)の「施策体系と取組の方向性」ですが、いわゆる情報アクセシビリティの向上に向けた体制の整備という点で、以前から、読書バリアフリー法について基本計画の策定ということで県に要望しております。それについては、前向きに検討というお返事はいただいておりますが、この第5次計画において、基本計画の策定に盛り込まれるのか、あわせて、今の各団体との協議とか県での協議ということが出ておりますけど、そこら辺の状況について、分かればお聞かせいただきたい。

そして、この基本計画の策定に向けて、期間を決めた計画を作っていたきたいということでございます。

事務局： 読書バリアフリーにつきましては、次期プランに位置づける形で、盛り込む方向で現在考えています。

関係しています公立図書館を所管する教育委員会の担当課とも引き続き協議を進めているところで、進捗状況等につきましては、また、こういった会議の場等で、お伝えをさせていただこうと考えています。

委員： 第5次計画では、医療的ケア児の新体制の整備というところで医療型の短期入所事業所の参入促進と明記されています。医療型ということになると医療と連携ということになります。これまでの一般のショートステイを提供している事業者が、この医ケア児者を受け入れようとするれば、専門性を持った看護師の配置とか、職員の養成ということが当然必要なわけですが、医療型と比べ報酬単価が全然違います。その点を加味しながら、医療型の促進は促すが、一般の短期入所事業には人材を養成して、受け入れをしやすいような施策は盛り込まないのかということ、そこは非常に疑問に思うところです。

ユーザー目線であるなら、やはり自分の生活している近くのいつもの事業所で、短期入所が受けられる、その方が利用者とするれば、満足度は高いし安心感も強くなるのではないかなと思いますがいかがでしょうか。

事務局： 御意見のとおり、やはりお住いの身近な地域で、短期入所を受けていただくということは望ましいことだと考えております。今後、どういった形の対応ができるかということについては、改めて検討させていただきたいと思います。

委員： 資料2の骨子案について、ルビを振ったものを御提供いただき、ありがとうございます。非常に喜ばしく、当事者本人にもわかりやすいと思っております。

4ページの(2)の「現行計画における課題」、Ⅱ「自立と社会参加の促進による共生」の中の教育②で、個別の指導計画等の活用について十分とはいえない状況にあるということですが、確かに、しっかり活用されていないと私も思っています。そして、そのことが結局、その次の③雇用就労の促進の障害者就業・生活支援センター（以下「ナカボツ」と

いう。)の役割が一層重要となるということに繋がってくると思います。教育の現場では、18歳で高等部を卒業され、就労という方が大変多いのですが、その時点で、教育現場が持ち合わせている個人の情報が、十分に、ナカポツさんに伝わっていないのではないかと考えています。その点が、成果目標の進捗状況において、未達成の状況であるということにも繋がっているのではないかと考えています。

その点、県では、いかがお考えでしょうか。

事務局： ナカポツ、特別支援学校、その他の支援される機関の連携が十分にできてないというのは、御指摘のとおりだと思っています。今後、連携体制をさらに進めていかないといけないと考えていますので、その中で、こちらの個別計画につきましても、きっちりこのアセスメントが生かせるような形で連携できるよう、ナカポツと連携しながら進めていきたいと考えています。

委員： 意見ですが、資料2の第5次広島県障害者プランの骨子案について、ルビ入りの資料が添付されていましたが、差し替え用の資料には、ルビ入りの資料が入っていませんでしたので、ぜひ入れていただきたいと思っています。とても読みやすく、わかりやすかったです。この資料は、はつらつ友の会でも紹介し、仲間の人々で共有したいと思っています。

また、地域で生活するための拠点として、地域生活支援拠点が整備されていると言われていますが、直接利用する当事者の私たちに情報が届いていない地域があります。こういったものなのか、どう利用できるのか、各地域で情報を知る機会を増やしていただければと思います。

会長： 今のお話は、地域移行のことですが、一番のポイントは家族です。例えば、認知症の早期退院を阻害する要因についての全国調査を、厚生労働省の調査費で3年間にわたって実施しましたが、阻害する要因のトップは、家族の介護負担です。家族の介護負担が大きいと、退院を拒否する家族が多く、そのため早期退院ができない。そういうことが多いのです。他にも、知的障害や身体障害の各施設が、地域移行への達成率を確保しようと施設から地域へと努力されると、いくつかの家族から、家族では世話ができないので何とかできないかと相談を受けたことがあります。結局、ポイントは家族支援です。

そのために私は、人間の幸福というものは、病院とかグループホーム、いろんな施設へ移すということが最終目標ではなくて、家庭生活というものが最終目標であるべきだと思います。そういう意味において、どの施策においても足りないのが、家族支援だと思います。このプランにおかれましては、家族支援というものを、少し重視するような書き振りをしていただきたいと思っています。

それから、今年5月に長崎県長崎市で開催されたG-7長崎保健大臣会合でのG-7長崎保健大臣宣言における今後の方向性が、大変参考になると思いますから、次回、配布していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

委員： 共生型サービスへの事業者の参入促進のお話がありましたが、事業所にとって、報酬上のデメリットとかも結構あるので、なかなか参入が進まないという背景があります。参入を促しても、事業所のデメリットを補完するような施策がないと、なかなか進まないのだろうと思います。今日は相談支援事業所の団体の会長として、参加しておりますが、私はサービス提供事業者の団体の代表もしていますので、ぜひヒアリングなどに加えていただき、現場の事情なども知っていただきたいと思います。県庁の方にも現場をぜひ歩いていただきたいと願っています。これは要望ですので御回答は結構です。

(2) 広島県障害者プラン及び広島県障害(児)福祉計画の統合に係る協議会の整理について

委員： この報告はとても重要な案件だと思います。他県でも同じようなことを話し合っているのではないかと思います、他県の状況が分かりますか。

この案件については国に上がってもしかるべきと考えますが、その辺の仕組みはどうなっているでしょうか。

2点、質問させていただきます。

事務局： まず、広島県障害者プラン及び広島県障害(児)福祉計画を統合するにあたって、他県の状況等をいくつか調査しました。同じように障害者プランと障害福祉計画を統合している県がいくつかあり、そこにヒアリングを実施しました。結果は、施策推進協議会のみを図っているところもあれば、自立支援協議会と施策推進協議会ともに図っているところもありました。そのため、複数の県を参考にさせていただき、今の形に整理したものです。

委員： 今回の事に限らず、こういった案件に関し、広島県が他の都道府県と比較したり、チェック機能を持っていますか。或いは、同時にこのような案件に関して国へ言うべきことは言っていく仕組みが、あるのでしょうか。

委員： 本日は、骨子案ですとか、計画について協議をさせていただきました。その中で、それにとらわれず、全体に対しての御示唆をちょうだいしたと思っています。同じように他の県と、横並びであるべきものと、広島県民の方がよりよい安心感を持って暮らしていただくための施策というのは、それぞれ考えていくべきだと思っていますし、その良いチャンスが、今回の骨子案策定、計画策定だと思いますので、皆様方と協議をさせていただきたいと思っています。また、国に言うべきことは、しっかりと国に言っていく、そういったスタンスで、今後も障害者の方への施策は進めて参りたいと思います。

そういった形で、また今後とも御協力をいただきたいと思っていま

	<p>す。</p> <p>会長： 都道府県による施策の違いというのはすごくあります。</p> <p>一つは、地域特性の違いが大きいからです。例えば東京のような大都会と鳥取県、島根県とでは、地域特性が全く違います。全く同じようにそえるということは、かなり無理なものがあります。</p> <p>知事は、広島県は全国の縮図だと言われますが、離島から中山間から、都会からいろんな地域があります。そういうものをいろいろカバーしていかなければいけません。そういう中で広島県は大変努力をされていると感じております。</p>
	<p>(6) 広島県医療的ケア児支援センターの運営開始に向けた進捗状況について</p> <p>委員： 広島県医療的ケア児支援センターが目的としているものは四つです。</p> <p>一つは相談窓口、二つ目が情報発信、これは福祉、障害福祉制度やサービス等をどこに聞けば一番適当なのかというような情報発信です。あとは、こういった業務に携わる、サポートする人材が少ないのでそれを育成するという意味で人材育成です。これが3番目の機能です。4番目が、結局のところ市町の支援体制というのは、市町ごとに差があるというのは間違いないと思います。それをユーザー目線、障害者の方の目線で、それを均てん化するということです。センターが、連携や支援に先進的な市町をそうでない市町に紹介し、意見交換を行うとか、そういったような業務を予定しております。</p> <p>我々、医療的ケア児支援部会は、この業務の進捗、こういったようなものに目を配りながら、医療的ケア児者への支援の充実について、今後も取り組んで参りたいと思いますのでよろしくお願いします。</p>
9 配布資料	<p>【資料 1-1】 令和5年度広島県障害者自立支援協議会の運営について</p> <p>【資料 1-2】 令和5年度広島県障害者自立支援協議会 相談支援・研修部会について</p> <p>【資料 1-3】 令和5年度広島県障害者自立支援協議会 就労支援部会について</p> <p>【資料 1-4】 令和5年度広島県障害者自立支援協議会 障害者差別解消支援地域協議会について</p> <p>【資料 1-5】 令和5年度広島県障害者自立支援協議会 医療的ケア児等支援部会について</p> <p>【資料 2】 第5次広島県障害者プラン骨子案について</p> <p>【資料 3】 広島県障害者プラン及び広島県障害（児）福祉計画の統合に係る協議会の整理について</p> <p>【資料 4】 広島県医療的ケア児支援センターの運営開始に向けた進捗状況について</p> <p>【参考資料】 広島県障害者自立支援協議会設置要綱</p>